

## 「新型コロナウイルス感染症対策持続化給付加算金」実施概要

### 加算金の概要

---

#### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、国の「持続化給付金」や福岡県の「持続化緊急支援金」に上乗せする加算金を給付します。

#### ■支給額

10万円

### 対象要件

---

■国の「持続化給付金」または、福岡県の「持続化緊急支援金」の対象となった事業者で、市内に施設や事業を営む拠点等を有する事業者が支給対象となります。業種は問いません。

□「みやま市新型コロナウイルス感染症対策休業等支援金」を受給した事業者は対象となりません。

□「みやま市新型コロナウイルス感染症対策持続化給付加算金」の申請は、1回限りとなります。

### 申請手続

---

#### ■申請受付期間

令和2年5月15日(金)～令和3年2月15日(月)

#### ■申請方法

郵送または持参

#### ■申請先

〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地(本庁西館4F会議室) みやま市役所商工観光課

#### ■申請に必要な書類

①加算金申請書

②加算金請求書

・申請書および請求書はホームページよりダウンロードするか、窓口(みやま市役所商工観光課、みやま市商工会)で入手してください。

③国または県の「給付通知書」か「申請した証明となる書類」の写し

- ・「申請した証明となる書類」を添付した場合は、後日「給付通知書」の提出が必須となります。提出が無い場合は、加算金の返還を求めます。
- ・「給付通知書」とは、国または県が給付金(支援金)交付を決定したことを通知する文書のことです。
- ・「申請した証明となる書類」とは、Web上での申請が完了したことが分かる書類です。

④振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

## 支援金の支給

---

### ■支給決定

みやま市での審査を経て支給の決定を行います。決定後は、交付決定通知書及び払込通知書を送付いたします。

### ■支払方法

口座振込

### ■支払時期

申請から2週間程度

### ■問い合わせ

みやま市役所商工観光課(本庁西館4F会議室)  
(〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地)  
電話番号:0944-88-8956  
ファクス番号:0944-64-1546  
Email:shoukou@city.miyama.lg.jp